

## 近世日本史料『続編孝義録料』にみる啞者：近世日本の農村社会にみる聾啞表象

末森，明夫  
国立研究開発法人産業技術総合研究所

<https://doi.org/10.15017/6779694>

---

出版情報：障害史研究. 4, pp.63-71, 2023-03-13. Faculty of Social and Cultural Studies, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：

# 近世日本史料『続編孝義録料』にみる啞者

— 近世日本の農村社会にみる聾啞表象 —

Deaf-Mute Farmers in a Collection of Filial Children,  
*Zokuhen Kōgi Roku Ryō*, in the Latter *Edo* Period:

Deaf-Mute Representations at Farming Communities in Japan in the Latter *Edo* Period

末森 明夫

SUEMORI Akio Ph.D. of Molecular Biology

(国立研究開発法人産業技術総合研究所)

(National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST), Japan)

## 要 旨

本稿は江戸時代後期日本の史料『続編孝義録料』より聾啞伝文4件を抽出し、江戸時代後期日本の農村にみる啞者を描像するとともに、日本聾啞史に連関布置し日本障害史に資することを目的とする。『続編孝義録料』にみる聾啞伝文4件のうち3件は農村を舞台としており、江戸時代後期日本の農村においても、啞者が仕形・手真似を用いて親の介護をおこない、周囲の農民との意思疎通をはかっていた様子を窺うことができる。また聾啞伝文のさまざまな手話関連語彙が用いられており、「手品」の用例を初めて見出したほか、「手真似」の初出典拠時期が19世紀中葉から19世紀初葉に遡り得ることを確認した。

## 1. はじめに

日本聾啞史は明治時代以降の日本にみる聾啞教育史を中心として展開されてきたものの、昨今は聾啞語彙史(末森・高橋2016、末森2018、2020a)や手話歴史言語学(末森ほか2016、末森2019a、2019b、2019c、2019d、2020b、末森ほか2019)、社会学(末森2020c)など多様な視座を包摂した学際領域に立脚して、江戸時代以前(古代・中世・近世)の日本にみる啞者・聾者<sup>あろう</sup>や仕形・手真似<sup>しかたてまね</sup>の描像をはかる動きが増えている。特に昨今は江戸時代以前の史料の電子化が著しい進捗をみせており、電子化史料を活用した翻刻およびそれを基盤とする日本聾啞史研究の拡充が期待される。

末森(2019c、2020c)は19世紀初葉に江戸幕府が刊行した『官刻孝義録』に載録されている聾啞伝文

2件を抽出し、江戸時代後期日本における啞者の描像をはかった。しかし『官刻孝義録』にみる啞者はいずれも江戸や地方都市、いわば町に住む職人であった。一方、末森(2019c、2020c)は18世紀後葉に刊行された『愉婉録』に載録されている聾啞伝文1件を抽出し、江戸時代後期日本の農村における啞者の描像をはかっている。しかし、江戸時代後期日本における圧倒的多数は農民であり、江戸時代後期日本の農村にみる啞者・聾者の描像に資し得る史料の更なる発掘が求められていた。

菅野(2017、2018)は国立公文書館所蔵『続編孝義録料』を翻刻し、江戸時代の日本にみる孝子言説の研究(勝又2015)に資した。未だ『続編孝義録料』全冊を渉猟したわけではないものの、『続編孝義録料』には聾啞伝文4件が載録されており、そのうち3件は農村に住む啞者に関するものであることが判明した。本稿は『続編孝義録料』より抽出した聾

唾伝文に即して、江戸時代後期日本の農村における唾者・聾者の描像をはかるとともに、日本聾唾史に連関布置し日本障害史に資することを試みる。

## 2. 史料

江戸幕府は教導政策の下に『六諭衍義』などに続いて(松岡 2009)、19世紀初葉に、『官刻孝義録』(菅野 1999)を刊行した。『官刻孝義録』の続編としてあらたな孝子伝文論叢を刊行する構想が立てられ、全国各地の孝子伝文の収集がはかられたものの、諸般の事情により正式な刊行には至らなかった。しかし全国各地の孝子伝文は便宜的に『続編孝義録料』(林復齋編)に編纂され、現在に伝わることになった(菅野 2017a: 3)。そのような経緯もあり、『続編孝義録料』は『官刻孝義録』に比べて編集の手があまり入っておらず、『官刻孝義録』よりも当時の町人(=職人・商人など)や村人(=農民など)の多様な実態に接近し得るものと期待されている。

本稿では『続編孝義録料』より抽出した聾唾伝文4件を以下に記す<sup>(2)</sup>。

「畿内山城 わさ」『続編孝義録料 第一冊』  
280頁(菅野 2017a)

妙法院御門跡

御領分并御境内孝行奇特之者覚書

同瓦町蒔田町

瓦屋五左衛門借家罷在候

山城屋 ゆり 八十八歳

娘盲人 そよ 五十九歳

同瘡 わさ 四十二歳

右之者十式ヶ年巳前より当町内に借宅仕罷在候、乍女業右母大切に養育罷在候処母儀追々老衰仕難洪之族、妹わさ義不自由之為身分纒<sup>(3)</sup>之職業を以母姉を大切に養育等いたし候段孝行奇特之旨申出候

「三河国額田郡下明大寺村<sup>(4)</sup> そめ・志な」『続編孝義録料 第二冊』 162頁(菅野 2017b)

三河国額田郡下明大寺村

百姓善三郎妹 そめ 当巳五拾七歳

志な 当巳四拾五歳

一 高壺石五斗四升三合

右善三郎義は親存生之内為致別家妹江致養子候処、右養子致家出跡は右兩人之女共老母を致孝養候由、殊先年以来老耄小兒同様之躰に相成候処数年之間右兩人之女とも自身は薄衣を着食喰老母江は相応之衣食を与へ、兼而酒を好候故右貧窮<sup>(5)</sup>様々之稼を致し買求給させ或老母折々乳を好候に付如小兒之乳房を含め致介抱、寒夜には肌を添温め遣其孝養之暇には糸機耕作等自身に交々相勤候由、殊兩人之女之内壺人は言舌不相分、唾<sup>(6)</sup>同様手真似に而事を弁、壺人は音便難分其上耳聞へ兼候程之不具之身分として右躰之所行孝心之趣寄特に付、為褒美享和四子年麦五俵白銀一枚遣之候

「三河国幡豆郡高落村<sup>(7)</sup> すへ」『続編孝義録料 第二冊』 165頁(菅野 2017b)

本多中務大輔領分 三河国幡豆郡高落村

一 高三石六斗五合 百姓清蔵妹 すへ 当未三拾壺歳

右之者唾に而不具之者に御座候処、式拾八ヶ年以前兄清蔵致病死、夫<sup>(8)</sup>すへ壺人に而、別而母を大切に養育いたし、平日之喰者連も<sup>(8)</sup>母江は能喰事を為給、其身は飽飯<sup>(9)</sup>を喰、此外不何寄母を致太切、望之物等有之候得は早速拵遣、其上外<sup>(10)</sup>貫請候品々は直に母江進、聊も<sup>(10)</sup>心に不背、且又年貢米納之節有合は勿論、不足之分は木綿持<sup>(11)</sup>等致出情、諸事納物等村役人之世話に不相成、人先に相納農業養等迄も自分に致出情、格別荒業等は村内之者江手間替相頼斯実躰者に而村内一統江丁寧を尽候処、何分右すへおしの事故耳も不聞、互に仕形のみ<sup>(12)</sup>を以通合候程之不具之者なから幼少之御<sup>(13)</sup><sup>(13)</sup>母を致太切、其外納物等も疎に<sup>(14)</sup>不致人並に勝れ、第一孝心寄特之趣申出候付、為褒美当末年<sup>(14)</sup>の麦式俵充生涯年々遣之候

「紀州日高郡下富安村<sup>(15)</sup> 久蔵」『続編孝義録料 六冊』 428頁(菅野 2018a)

一 紀州日高郡下富安村久蔵と申者、賃傭<sup>(16)</sup>採

樵<sup>(17)</sup>を業といたし至而困窮成者之上、天性瘖聾に而幼年之節、父親を喪ひ母に孝心を尽し候事五十年余、若年之働も難相成、唯日雇等勤苦いたし九十余之老母を養ひ、右日雇に出候にも近所に候得は透を見合せ日に三四度も見まわり、母用を承り毎朝早起食物湯水之類まで母之側へ給し置、夜に入帰宅いたし候而も腰脚等致掻く摩、寒中は懐に而足を暖め暑中は熟睡に至候までも煽き居、少にても母之気色不勝相見江候得は早速近隣を類様躰を安し、折節菓類魚物等を望み候へは貧き中勉て何事も母命に応し、其地より八九町も有之候道成寺<sup>(18)</sup>門前まで走り行調べ帰り、無之節は大に力を落し手品を以無狀を謝し顔色を變し流涕に至り、無之候而も不苦之旨母より示し候得は忽喜色を生し候由、右果物を求め候錢も絶え候節は、平日之傭家江參前錢を借り、夫に付而は斯約を失ひ候等之儀更に無之、万事右等之様子其趣役人相達、寛政十二申年褒美として母子一生米賜り申候

### 3. 孝子褒賞と唾者

『続編孝義録料』にみる聾啞伝文4件のうち、「わさ」伝文は瘖聾（女性）による老母と盲の姉の世話、「そめ・志な」伝文は唾者ないし聾者と推定される姉妹による老母の世話、「すへ」伝文は唾者すへ（女性）による老母の世話、「久蔵」伝文は瘖聾者久蔵（男性）による老母の世話を細かく記している。「そめ・志な」は享和四子年（1804年）に「麦五俵白銀一枚」、「すへ」は文化八年（1811年）に「当未成年麦式俵充生涯年々遣之」、久蔵は寛政十二申年（1800年）に「母子一生米賜り」のような形で褒賞を受けている。

孝子褒賞は金銭や食料を一回のみ与える例が一般的であり、「そめ・志な」の「麦五俵白銀一枚」はそのような慣習に符合する。一方、「すへ」伝文にみる「生涯年々遣之」や「久蔵」伝文にみる「一生米賜り」のような破格の褒賞も見受けられる。「そめ・志な」伝文には「不具之身分として右躰之所行孝心之趣寄特に付」という行、「すへ」伝文には「不具之者ながら幼少之御を母を致太切」という行があり、唾

者であることを勘案し破格の褒賞を与えた可能性もある。

## 4. 聾啞語彙史

『続編孝義録料』にみる聾啞伝文4件のうち、「わさ」伝文は「瘖」<sup>(19)</sup>、「すへ」伝文は「唾」<sup>(20)</sup>、「久蔵」伝文は「瘖聾」<sup>(20)</sup>という聾啞語彙が用いられており、18世紀後葉より19世紀初葉の農村においても聾啞語彙が多岐に涉っていたことが窺われる。

「そめ・志な」伝文は聾啞語彙はみえないものの、妹志なが「音便難分其上耳聞へ兼」、姉そめが「言舌不相分」と書かれている。妹志なの「音便難分其上耳聞へ兼」は志なの話が周囲の人々には通じないうえに志なが聴覚障害者であったことを示しており、このような描像は「久蔵」伝文にみる「瘖聾」と相通ずるものがある。一方、姉そめの「言舌不相分」はそめの話が周囲の人々には通じないことを示しているものの、聴覚障害に関する記述はみられない。妹志なの「其上耳聞へ兼」いう記述が姉そめと比較したうえでの記述であると考えれば、姉そめは妹志なに比べてある程度は聞こえていたか（＝聾、註1参照）、耳に関する障害は負っていなかったものの何らかの発声障害を負っていた可能性も考えられる。その場合、姉そめが「唾者である」とは書かれず、「唾者同様」と書かれた理由も窺えるものの、詳細は不明である。

## 5. 手話関連語彙史と手話歴史言語学

### 5.1. 手話関連語彙史

『続編孝義録料』にみる聾啞伝文4件のうち、「そめ・志な」伝文は「手真似」、「すへ」伝文は「仕形」<sup>(21)</sup>、「久蔵」伝文は「手品」という手話関連語彙を用いている。

従来の手話関連語彙史<sup>(22)</sup>において、「手真似」という語の初出典拠は『和英語林集成』（ヘボン1867）であり、江戸時代の史料における「手真似」の用例は知られていなかった（末森・高橋2016）。しかし「そめ・志な」伝文にみる「唾同様手真似に而事を弁」という行は、19世紀初期に三河国の農村で「手



真似」という語が用いられていたことを示しており、「手真似」の初出典拠が19世紀中期から19世紀初期に遡ることになった。

また「手真似」という語がみえる「そめ・志な」伝文の舞台は現在の愛知県岡崎市、「仕形」という語がみえる「すへ」伝文の舞台は現在の愛知県西尾市であり、比較的近い地域においても「手真似」と「仕形」という異なる手話関連語彙が用いられていたことが窺われる。

「久蔵」伝文にみる「手<sup>てじな</sup>品」という語も従来の手話関連語彙史では知られていなかった手話関連語彙であり、手話関連語彙史における『続編孝義録料』聾啞伝文の史料価値を物語っている。「久蔵」伝文の舞台は紀伊藩であり、「手品」は「仕形」や「手真似」の地域変種である可能性も考えられる。

## 5.2. 手話歴史言語学

江戸時代後期日本の史料にみる仕形や手真似の言語的特性については、さまざまな言説がある。米川(1984:44)は日本聾啞教育史および手話歴史言語学に関し、次のように述べている。

明治に古河太四郎という一人の教育者が手話を考案し教授したところから始まる。

しかし、パン(1986:99)は米川(1984)に対し、次のような批判的考察を述べている。

米川氏が日本における手話の歴史を、第五節(米川1984、稿者註)で次のようにいったことである。「一方、日本では、欧米のような素地はなかった。明治に古河太四郎という一人の教育者が手話を考案し教授したところから始まる」。つまり、JSL (Japanese Sign Language) は、米川氏のみでなく、彼が引用した他の聾教育関係の人々もそうだが、明治11年から健聴者(しかも、一人の教育者)から作られ、その以前はなかったという一見素人には馴染みやすい意見であるが、言語学の常識では、とても考えられない奇想天外の造り話である。(…)米川氏は、明治以前のろう者を調査したのではなく、ただ単

に明治11年以前に手話言語に関する文献がないからという点だけに基づいてものごとを言っている(…)

米川(1986:57)はパン(1986:99)の批判的考察に対し、次のように反論したものの、江戸時代にみる仕形(∞古日本手話)共同体については消極的な評価に留まっている。

拙著44頁(米川1984、稿者註)でとりあげたのは日本におけるろう教育の「手話」であって…明治以前の過去の時代(…)ろう者のコミュニケーションの手段として身振りがあった(…)それが体系をもった「手話言語」と言えるかどうかははなはだ疑問である。

しかし、岡本ほか(1980:92)には江戸時代の日本にみる手真似共同体が内包する規範性(=語彙体系、文法体系)を肯定的に評価する発言がみえる<sup>(23)</sup>。

岡本「江戸時代にはろうあ者同志の中に生活に不自由しない程度の一定の約束にしたがった手話があった(…)ろうあ者の非人仲間なんかもあった(…)家や村落の共同体に扶助されながら、農業に従事したろうあ者が多かった」

中野「ろうあ者が集まる所では、ある程度のコミュニケーションが可能な約束ができていた」

江戸時代後期日本の啞者が用いた仕形や手真似は現在のホームサイン(homesign)<sup>(24)</sup>やヴィレッジサイン(village sign)<sup>(24)</sup>に該当するものだったのか、それとも規範性をもつ古日本手話(old Japanese Sign Language)と呼び得るものだったのかは、啞者や聾者を取り巻く環境により異なるものと考えられる。

鈴木(2015)は『官刻孝義録』に載録されている障害者関連伝文の統計的調査をおこなった。末森(2019c)は鈴木(2015)を参照し、聾啞伝文2件を抽出するとともに、聾啞伝文にみる啞者4名の描像をはかった。「三次郎・弥助」伝文には、啞者と周囲

の意思疎通の様子に関する記述がみえる。ただ「人」が聞こえる人を指すのか、それとも唾者たちをも含んでいるのかは不明である。

つねつね父母を敬ひ兄弟を親むへしとて言語はかなハさりしか、こゝろとかたちをもて人にも教へ示しけり（菅野 1999：397）

『続編孝義録料』にみる3件の聾唾伝文においては手話関連語彙に加えて、唾者たちが身内や周囲の健聴者たちとどのように意思疎通をはかったのかを示す行がみえる。「久蔵」伝文にみる「手品を以無状を謝し顔色を変し流涕に至り、無之候而も不苦之旨母より示し候得は忽喜色を生し候」という行より、久蔵がホームサインを用いて老母と意思疎通をはかっていた可能性が窺われる。

「すへ」伝文には「村内之者（…）互に仕形のみを以通合」という行があり、すへだけでなく、村の聞こえる人たちが仕形を用いて、すへと意思疎通をはかった可能性が窺われる。この行にみえる「仕形」は現在の「身ぶり」に該当するものであったという見方が妥当かもしれない。しかし、すへと老母が共有していたであろうホームサインが村人たちとも共有され、ヴィレッジサインになっていた可能性も考えられる。すなわちホームサインとヴィレッジサインの境界も曖昧であることが窺われる。

江戸時代、十分な日本語の読み書き能力（＝手習い）を身につけていた農民はけっして多くはなく、農村における唾者と聞こえる人の間における意思疎通は自然に手真似を介したのものになったものとも考えられる。しかし19世紀前期には農村にも相当数の手習塾が広まっていたことが明らかにされており（梶井 2017）、手習塾に通って手習いを身につけた唾農民もいた可能性はある。手習いがホームサインやヴィレッジサイン、ひいては筆談に及ぼした影響はまだまだ十分には明らかにされておらず、今後の課題である。

一方「そめ・志な」伝文では、姉そめは「唾同様手真似に而事を弁」と書かれているものの、妹志なが手真似を使っていたのかを窺い知る行はみえない。しかし姉そめが手真似を使っていたのであれば、妹

志なも手真似を用い、姉と意思疎通をはかっていたと見なすのが自然であろう。実際、家族の中に唾者が一人しかいない場合のホームサインと、兄弟姉妹が唾者である場合のホームサインとでは、後者のほうが言語学的に上位の段階にあることが知られている（Senghas 1995）。

## 6. 身分的周縁論と複眼的時代区分

### 6.1. 日本型儒教と聾唾教育

米川（1984）は江戸時代の聾唾教育に関し、次のように述べている。

日本では、欧米のような素地はなかった。明治に古河太四郎という一人の教育者が手話を考案し教授したところから始まる。

江戸時代の日本には聾唾教育と呼べるようなものはなかったと見なす言説は、今なお日本の聴覚障害教育界に少なからず見受けられる。たとえば、市橋（2015：217）はblog『難聴児支援教材研究会』（木島、2022年閲覧）を引用し、日本聾唾教育史における杉敏三郎（＝吉田松陰の弟）の連関布置をはかっている。

吉田松陰、吉田松陰の弟（生来の聾唾者）、山尾庸三の三人の存在こそ、聾教育の始まりに深く関係している。

しかし、中野・加藤（1967）は江戸時代後期日本にみる手習塾の統計資料（乙竹 1929）や、手習塾師匠への聞き取り調査の報告書（浅岡 1892）を紹介しており、これらの史料からは江戸時代後期の手習塾が唾児や聾児を受け入れて指導をおこなっていたことが窺われる。また乙竹（1929）は江戸時代中期の浄瑠璃『山莊大夫五人娘』（竹田 1727）にみる唾娘の手真似や手習いの描像を紹介している。

末森（2019b、2020b）は江戸時代中期の教訓本『見戯笑談』（中村 1749）にみる仕形と瘖聾に関する記述を紹介している。

足事をしるを俗呼で足納といふ。四民僧俗共に我にそなはりたる職分にたんふして、外をねがはぬを勤といひて、是直に学問なり。かの「瘖聾」を見るべし。人間とは六根の内二根不足して、片輪にて不自由なる事なれども、仕形にて会釈すれば、何もかも理会して、いささか不自由なることもなし。これ仕形は瘖聾のための学問なり。六根そなはりたる人間には、動もすれば非道をたくむ者もあり。むかしより瘖聾の悪事仕出したることを聞ず。六根揃るたる身に於て不正をなすは、浅ましき事にあらずや。(脇山 2017: 51)

このように、江戸時代の中期以降は三府(=京都、大坂、江戸)や地方都市の手習塾において哑児をはじめとする障害児を受け入れていたこと(乙竹 1929、浅岡 1892)、京都盲哑院の初代院長を務めた古河太四郎は京都の寺子屋の師匠を務めていたこと(岡本 1997)、明治時代の盲哑教育関係者の相当数が手習塾の師匠の経験があったこと(中野・加藤 1967)などが先行研究で明らかにされている。しかし、そのような先行研究の存在にも拘わらず、江戸時代と明治時代の間における聾哑教育の連続性が論じられることは久しくなかった。このような状況に至った背景としては、欧米聾哑教育史や欧米手話言語学が1980年代以降の日本に本格的に導入されたことにより西洋中心主義的思考が日本聾哑教育史に蔓延し、江戸時代の日本にみる聾哑教育が否定的ないし消極的評価を受けることになった可能性も考えられる。

末森(2020c)は、従来の日本聾哑教育史は江戸時代を近世、明治時代以降を近代と位置づける単線的かつ進歩主義的な時代区分および西洋の時間観念を超克していないと分析し、日本聾哑教育史における江戸時代と明治時代の連続性を論じる手懸かりとして、『児戯笑談』にみる聾哑関連記述や『官刻孝義録』にみる聾哑伝文を検証した。その結果、江戸時代中後期の日本にみる聾哑教育は日本型儒教を基盤とする社会的枠組みの下に、三府や地方都市において醸成されたとの仮説を提示した。

## 6.2. 身分的周縁論と日本聾哑史・日本聾哑教育史

江戸時代の日本にみる社会構造に関し、和田(2018)は江戸時代における「士農工商」の位置づけが大きく変化した経緯を述べている。

現在、研究史では実体としての「士農工商」と解される序列身分があったとは考えられていない。(和田 2018: 3) (…)「士農工商」を序列的に捉えていたのではなく…江戸時代中期における「士農工商」への認識は社会的分業を枠組として理解 (…)(和田 2018: 24)

さらに塚田(2019)は身分的周縁論を提唱し、江戸時代の社会構造を社会的分業としての枠組み「士農工商」に加えて、「武士・町人・村人」および「周縁的身分(穢多・非人など)」の枠組みで捉えることにより、新たな知見が得られる可能性を述べた。

末森(2022)は士農工商の分業的な社会的枠組みという言説を援用し、江戸時代後期の日本にみる聾哑教育は士農工商の「工」区分において、職人の徒弟制度を背景とし醸成されたとの仮説を提示し、江戸時代の聾哑教育と明治時代以降の聾哑教育にみる職業教育の連続性を可視化した。従来の日本聾哑教育史においては「士」区分にみる聾哑教育の不毛をもって江戸時代の日本にみる聾哑教育の実態と誤解し、「工」区分にみる聾哑教育を積極的に評価してこなかったものと考えられる。なお明治時代の日本では教育制度に欧米の教育制度が導入され、江戸時代の「士農工商」という身分的区分が部分的にせよ解体されたものと見なされている(梶井 2016)。このような教育制度の変化による影響の下に、明治時代以降は江戸時代日本の「工」区分において醸成された聾哑教育が他の身分的区分にも波及したものと見なし得る。

『官刻孝義録』にみる哑者は「士農工商」の「工」に限られており、「農」の哑者を窺うことはできなかった(末森 2019c)。しかし、伊藤(1998: 124)は「小倉藩人畜改帳」<sup>(25)</sup>や「肥後藩人畜改帳」に「哑」という聾哑語彙がみえる用例を報告している。末森・高橋(2016)も正倉院文書に含まれる戸籍簿に「聾」の字が見えることを報告しており、古代より江



江戸時代に至るまで、農村で農作業に従事していた唾者や聾者がいたであろうことが窺われる。しかし農村の唾者や聾者たちがどのような生活をし、家族や周囲の村人とどのように意思疎通をはかっていたのかが窺われる史料は非常に限られていた。

本稿で紹介した『続編孝義録料』にみる聾唾伝文4件のうち、「そめ・志な」伝文と「すへ」伝文は三河国、「久蔵」伝文は紀伊国の農村を舞台としており、『官刻孝義録』と『続編孝義録料』それぞれにみる聾唾伝文を照らし合わせるにより、江戸時代後期の町人社会と農村社会にみる唾者の描像の対比をはかることができるようになった。ただ『続編孝義録料』より抽出した聾唾伝文にみる唾農民の描像は、『官刻孝義録』や『兎戯笑談』より窺われる町人唾者の描像と共通する面が見受けられるものの、手習いに関する相違を詳らかにするには至らなかった。

### 6.3. 日本聾唾史にみる「長い近代」

金澤（2020：11）はLe Goff（2016）が提唱した西欧史における時代区分の見直し（＝複眼的時代区分論）を次のように解説した。

農業に立脚し領主制が支配的でキリスト教がイデオロギー的な影響力を保持して変化し続けてきた時代を「長い中世」と捉え、(…) 15、16世紀に根本的転換を見ず (…) 1800年ごろまで続く

続けて金澤（2020：14）は複眼的時代区分論に関し、次のように述べている。

時代区分論は社会構造の変化や移行期自体に準拠する複眼的、相補的、かつ可変的な時代区分を設け、複眼的思考をはかるものに変化している。

小野沢（2020：113）は複眼的時代区分論を近現代日本史に援用し、Le Goff（2016）の「(西欧史にみる) 長い中世」に倣って、明治時代以降の日本における「長い近代」という時代区分論的概念を提示している。

1970年代から80年代を境にして啓蒙主義の理念

がまだ通底する『長い近代』から、非啓蒙主義を奉じる『同時代』＝『現代』への根本的な移行が生じた

このような複眼的時代区分論に準拠し、末森（2022）は日本聾唾教育史にみる時代区分の指標を政治制度や社会制度だけに求めることなく、聾唾教育界や手真似共同体にみるさまざまな動態的要素にも求めることにより、日本聾唾教育史における「近代」区分の批判的考察をはかり、次のような見解を提出した。

- (1) 仕形を通した聾唾教育の可能性という言説（末森 2019b）を指標とし、江戸時代中期を日本聾唾教育史における「近代」の黎明期（＝日本における近代聾唾教育の濫觴）とする。
- (2) 日本手話が属する言語階層構造は、江戸時代中期より昭和時代後葉に至るまで、日本手話と手指日本語を焦点とする双極的言語連続体でありながらも、日本手話が音声・書記日本語や手指日本語の下位に置かれる非対称的なものであった。このような言語階層構造が維持された期間を日本聾唾教育史における「長い近代」とする。
- (3) 1990年代以降は、「日本手話という言語」と「聾者という身体性」を同一視する戦略の本質主義が台頭する「現代」であり、1990年代を日本聾唾教育史における「長い近代」と「現代」の移行期間とする。
- (4) このような日本聾唾教育史にみる「長い近代」は日本聾唾史にも準用し得る。

この日本聾唾教育史・日本聾唾史にみる「長い近代」を身分的周縁論に投影した場合、「長い近代」は「士農工商」や穢多・非人<sup>(26)</sup>それぞれの社会において均質なものだったのかについては、さらなる検証が求められる。むしろ江戸時代の日本にみる聾唾教育は「同時代に非同時的なものが共存し…階層や地域によって人びとの体験する「現在」の歴史的時間は異なっていた（姫岡 2020）」ものであり、「士」区分にみる聾唾教育の不毛、「工」区分にみる聾唾教育



の醸成、「農」区分にみる自然発生的な仕形・手真似の醸成など、さまざまな様態が共存していたものと考えられる。今後も身分的周縁論および複眼的時代区分論を踏まえた日本聾啞教育史・日本聾啞史にみる「長い近代」の構造的分析、いわば町人、農村、穢多・非人の世界の相互作用に関する考察を進めていくことが望まれる。

## 7. おわりに

本稿は江戸時代後期の史料『続編孝義録料』にみる聾啞伝文4件を対象とし、複数の視座に基づいて江戸時代後期の日の農村にみる啞者を描像するとともに、日本聾啞教育史および日本聾啞史に連関布置し、日本障害史の研究に資することを目的とする。本稿では『続編孝義録料』より聾啞伝文4件を見出すとともに、当時の農村における聾啞語彙の様態や新たな手話関連語彙「手品」に加えて、「手真似」の初出典拠時期が19世紀初期に遡り得ることを確認するなど、各伝文にみる聾啞語彙や手話関連語彙を考察した。また『続編孝義録料』所収聾啞伝文4件のうち3件が農村を舞台としていることより、江戸時代の農村にみる啞者の描像をはかるとともに、『官刻孝義録』所収聾啞伝文より窺える町人社会にみる啞者の様態との対比をはかった。

## 註

- (1) 現在、「聾者」は従来の医学的定義に加えて、「手話言語を第一言語とする聴覚障害者」とする社会言語学的定義が定着しつつある。しかし20世紀前期までは現在の中途失聴者ないし難聴者を「聾者」と呼び慣わし、社会言語学的定義に基づく現在の「聾者」に該当する人は「啞者」と呼び慣わしていた(末森・高橋2016)。江戸時代にみる聾啞語彙の位相にしたがい、本稿では「啞者・聾者」という表記を用いる。
- (2) 原文にみる助詞の片仮名「ニ」や助詞の片仮名「ハ」はいずれも平仮名に翻字した。適宜、原文にはない句点を補った。聾啞語彙および手話関連語彙には下線を施した。
- (3) 「纒」わずか
- (4) 現在、岡崎市大字明大寺
- (5) 「𪛗」より
- (6) 原文では「啞」と書かれているものの、本稿では

「啞」に統一する。

- (7) 現在、西尾市高落町
- (8) 「迎も」とても
- (9) 「籠飯」そはん、粗飯
- (10) 「聊も」いささかも
- (11) 「拵」は「稼ぐ」という意味での用いる例もある。(浅井・藤本1987:99)
- (12) 片仮名「ミ」は平仮名「み」に翻字した。
- (13) 「砌」みぎり、～とき
- (14) 「疎に」おろそかに
- (15) 現在、和歌山県御坊市
- (16) 雇われ人。
- (17) 柴や薪をとること。
- (18) 現在、和歌山県日高川町
- (19) 「瘡」は音読み「いん」と訓読み「おし」を持つ。ただ「おし」と読み下すかどうかは定かではない。
- (20) 江戸時代中期の『兒戯笑談』(中村1749、脇山2017)にも「瘡聾」の用例が窺える。
- (21) 江戸時代及び明治時代の史料においては「仕形」とともに「仕方」という表記も多数みられるものの、本稿では「仕形」に統一する。
- (22) 『手話学研究』28巻2号(2019)は特集「手話関連語彙史」を組み、江戸時代および明治時代の史料にみるさまざまな手話関連語彙を紹介した。
- (23) 末森(2019d)は江戸時代と明治時代の間にみる手話言語共同体の連続性を示唆する聾啞者の集会に関する記事(明治20年)を紹介している。
- (24) ホームサインは家族のみ通じる程度の範囲の意思疎通手段を指し、ヴィレッジサインは村内の近隣住民には通じるが他の村では通じない程度の広がりのある意思疎通手段を指す。
- (25) 「小倉藩人畜改帳」は1609年から1622年にかけて実施された調査をまとめたものであり、この中の「豊前国ならびに豊後国国東郡・速見郡人畜改帳総目録」などに「啞」という表記がみえる。
- (26) 末森(2019a)は江戸時代の紀伊国における犯科帳にみる啞乞食の事例を報告している。しかし穢多・非人にみる啞者や聾者の描像に関する言説は十分に形成されているとは言い難い。

## 参考文献

- 浅井潤子編・藤本篤編(1987)『古文書大字典』柏書房。  
浅岡雄之助編(1892)『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』大日本教育会。  
ヘボン、ジェームス・カーティス編(1867)『和英語林集成』  
/ *Japanese-English Dictionary; with an English and Japanese Index* 美華書館。  
姫岡とし子(2020)「ジェンダーの視点からみたヨーロッパ

- 近代の時代区分』『思想』1149：73-90.
- 市橋詮司（2015）『「悔」なれど「忍」』自費出版.
- 伊藤政雄（1998）『歴史の中のろうあ者』近代出版.
- 梶井一暁（2016）「近世・近代移行期における国民教育の確立と教育観の変化」『研究集録』163：9-19.
- 梶井一暁（2017）「文字学習の場としての近世寺院に関する一考察」『研究集録』166：1-12.
- 金澤周作（2020）「複眼的時代区分論」『思想』1149：6-14.
- 勝又基（2015）『孝子を訪ねる旅：江戸期社会を支えた人々』三弥井書店.
- 木島照夫『難聴児支援教材研究会』（<http://nanchosien.com/sitemap.html> 2022年12月閲覧）
- Le Goff, J. 著・菅沼潤訳（2016）『時代区分は本当に必要か』藤原書店.
- 松岡芳恵（2009）『「六論衍義大意」における経世済民の思想：「各安生理」と近世中期文学』『東洋大学大学院紀要』46：1-15.
- 中村三近子（1749）『児戯笑談』.
- 中野善達・加藤康昭（1967）『わが国特殊教育の成立』東峰書房。（＝改訂版（1991）東峰書房.）
- 岡本稲丸（1997）『近代盲聾教育の成立と発展：古河太四郎の生涯から』日本放送出版協会.
- 岡本稲丸・中野善達・梶本勝史・村井潤一（1980）「〈座談会〉歴史を通して聾教育を考える」『ろう教育科学』22（1）：85-105.
- 小野沢透（2020）『「同時代」と歴史的時代としての『現代』』『思想』1149：91-114.
- 乙竹岩造（1929）『日本庶民教育史』目黒書店.
- パン F.C.（1986）「〔書評〕米川明彦著『手話言語の記述的研究』」『国語学』144：98-93.
- Senghas, A.（1995）The Development of Nicaraguan Sign Language via the Language Acquisition Process. In MacLaughlin, D. & McEwen, S. (eds.) *Proceedings of the Boston University Conference on Language Development* 19, 543-552. Boston: Cascadilla Press.
- 末森明夫（2018）『「聾啞方言地図」の布置：聾啞方言の音韻変化および概念編制』『歴史言語学』7：1-16.
- 末森明夫（2019a）『「御用控之帳」にみられる仕形関連語彙』『手話学研究』28（2）：26-27.
- 末森明夫（2019b）『「児戯笑談」にみられる仕形関連語彙』『手話学研究』28（2）：28-30.
- 末森明夫（2019c）『「官刻孝義録」『愉婉録』にみられる仕形関連語彙』『手話学研究』28（2）：31-33.
- 末森明夫（2019d）「啞者の集会：徳川時代と明治時代の間における聾啞共同体の連続性」『聾史会報』61：10.
- 末森明夫（2020a）「中古中世字書における聾啞吃字彙の受容と変容：聾概念と啞概念の独立性、啞概念と吃概念の連続性」『ろう教育科学』62（1）：13-24.
- 末森明夫（2020b）「日本手話〈明日〉の系譜：時間譬喩・複合語短縮・語構成素反転の網状系譜への関連布置」『歴史言語学』9：1-29.
- 末森明夫（2020c）「日本聾啞教育史の新たな地平と非近代主義：アクターネットワーク論と存在様態論による徳川時代の啞と仕形の再解釈」『社会学評論』71（3）：411-428.
- 末森明夫（2022）「日本聾啞史学史の構築：複眼的時代区分論に基づく日本聾啞教育史の史学史的接近」ろう教育科学学会第64回大会：京都。（＝（2022）『ろう教育科学』64（2）印刷中）
- 末森明夫・高橋和夫（2016）「聾啞概念編制史の地平：論文『日本聾啞史稿』の考察を通して」『歴史言語学』5：39-53.
- 末森明夫・新谷嘉浩・高橋和夫（2016）『《豊国祭礼図屏風》「非人施行」における障害者表象及び聾啞表象』『障害学研究』11：182-207.
- 末森明夫・高橋和夫・C. Tijsseling（2019）「洋学資料における『態』概念の照射」『手話学研究』28（2）：34-37.
- 末森明夫・樋原裕二（2022a）「三河国幡豆郡高落村百姓すへ：近世日本史料『続編孝義録料』にみる啞者描像（1）」『聾史会報』73：27-29.
- 末森明夫・樋原裕二（2022b）「近世日本史料『続編孝義録料』にみる啞者描像（2）」『聾史会報』73：30-32.
- 菅野則子（2017）「解題」菅野則子編『続編孝義録料 第1冊』3-14：汲古書院.
- 菅野則子編（1999）『官刻孝義録（上・中・下）』東京堂出版.
- 菅野則子編（2017）『続編孝義録料 第一冊～第二冊』汲古書院.
- 菅野則子編（2018）『続編孝義録料 第三冊～第七冊』汲古書院.
- 菅野則子編（2017a）『続編孝義録料 第一冊』汲古書院.
- 菅野則子編（2017b）『続編孝義録料 第二冊』汲古書院.
- 菅野則子編（2018a）『続編孝義録料 第六冊』汲古書院.
- 鈴木理恵（2005）「江戸時代における孝行の具体相：『官刻孝義録』の分析」『長崎大学教育学部社会科学論叢』66：25-39.
- 竹田出雲（1727）『三荘太夫五人娘』。（＝翻刻（1910）『出雲戯曲集』国民文庫刊行会.）
- 塚田孝（2019）『日本近世の都市・社会・身分：身分的周縁をめぐって』花伝社.
- 米川明彦（1984）『手話言語の記述的研究』明治書院.
- 米川明彦（1986）「パン氏の書評に反論する」『国語学』146：57-58.
- 和田幸司（2018）『「士農工商」はどう教えられてきたか』ミネルヴァ書房.
- 脇山真衣（2017）『「児戯笑談」解題と翻刻（1）』『文献探究』55：38-53.